対象者各位

株式会社メンバーズ労務 グループ

#### 送付のご案内

退職に伴い確定給付企業年金の脱退手続きが必要となりますので、下記書類をお送りいたします。 資料をご確認の上、封筒をご用意いただき、返送いただきますようお願いいたします。 (退職者の方は全員提出が必要となります。) 何卒ご査収の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

■基金からの支給に関する手続きのご案内

一式

■提出が必要な書類

「①一時金受取」か「②一時金相当額を移管」のどちらかを選択し、

必要な書類をベネフィット・ワン企業年金基金 事務局へご返送ください。

# ①一時金を受け取る場合

- 脱退一時金裁定請求書
- ・退職所得申告書(記入見本あり)

※記入フォーマットは別途添付(【確定給付企業年金】(添付)退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書・②」)

- ・本人確認書類 (運転免許証コピーなど)
- ・指定頂きました受取口座の通帳、カードの写しなど金融機関情報が分かるもの

#### ※添付する書類についてのお願い

- ・貼り付け台紙には、添付書類を重ねて貼りつけるのではなく、1 枚ずつ別々に貼り付けてください。
- ・請求書や貼り付け台紙と同じまたは近い大きさ(A4、B5 サイズ)以上の添付書類は、台紙に貼り付けずに同封してください。
- ・給与所得の源泉徴収票は添付不要です。

(※添付が必要なのは「退職所得の源泉徴収票」です。)

#### ②他の制度に移管する場合

• 脱退一時金相当額移換申出書

以上

株式会社メンバーズ

〒104-6037

東京都中央区晴海 1-8-10 晴海アイランド トリトンスクエアオフィスタワーX 37 階

# 基金からの支給に関する手続きのご案内

ベネフィット・ワン企業年金基金

#### 1. 基金からの給付

あなたが会社を退職するなどの理由により「ベネフィット・ワン企業年金基金」(以下「基金」といいます。)の加入者の資格を喪失したときは、次に掲げる区分に応じ、基金から一時金又は年金を受け取るか、他の制度に一時金相当額を移換することができますので、以下をご一読いただき、必要な手続きを行ってください。

旧当時とり次グリーとの		
基金加入期間 20 年以	50 歳未満での基金	① 一時金受取
上での基金加入者資	加入者資格喪失	② 企業年金連合会に一時金相当額を移換
格喪失		(企業年金連合会の定めるところにより、将来終身年金として受取)
		③ 確定拠出年金(個人型、企業型)又は転職先の確定給付企
		業年金に一時金相当額を移換
		(転職先の制度で受け入れ可能かどうかをご確認ください。)
		④ 65 歳までの間、支給を繰下げ
		-1 繰下げ期間中に一時金受取
		-2 65 歳到達時に一時金受取
		-3 65 歳から 10 年間の年金受取
		● 給付金の受取は、1 回に限り、その金額の半分だけを受け取る旨申し出
		ることが可能です。 ● 退職以外の理由で基金の加入者の資格を喪失した場合であって一時金
		を受け取ることなく、支給を繰下げていた人が、50歳以降に会社を退職
		したときは、退職した翌月から 10 年間の年金受取を申し出ることができます。
	50 歳以上 65 歳以下	① 一時金受取
	での基金加入者資	② 資格喪失月の翌月から 10 年間の年金受取
	   格喪失	(実施事業所に使用されなくなっていることが条件)
		③ 65 歳までの間、支給を繰下げ
		-1 繰下げ期間中に一時金受取
		-2 65 歳到達時に一時金受取
		-3 65 歳から 10 年間の年金受取
	65 歳後での基金加	① 一時金受取
	入者資格喪失	② 資格喪失月の翌月から 10 年間の年金受取
基金加入期間 20 年未滿	- <mark>満の加入者資格喪失</mark>	① 一時金受取
		② 企業年金連合会に一時金相当額を移換
		(企業年金連合会の定めるところにより、将来終身年金として受取)
		③ 確定拠出年金(個人型、企業型)又は転職先の確定給付企
		業年金に一時金相当額を移換
		(転職先の制度で受け入れ可能かどうかをご確認ください。)
1		

企業年金連合会や他の制度に一時金相当額を移換する場合は、資格喪失してから 1 年が申出の期限となります。 ご注意ください。

(ご参考)

①企業年金連合会への移換について

あなたの脱退一時金相当額を企業年金連合会に移換すると、原則として 65 歳から終身にわたって年金が支払われることとなりますが、企業年金連合会に移換する場合は、事務費がかかります。

企業年金連合会への移換にご興味があるときは、企業年金連合会のホームページをご覧いただくか、基金までお問合せください。(企業年金連合会ホームページ <a href="http://www.pfa.or.jp/tsusan/index.html">http://www.pfa.or.jp/tsusan/index.html</a> )

#### ②個人型確定拠出年金への移換について

個人型確定拠出年金(通称 iDeCo)へ移換される場合は iDeCo ホームページをご覧ください。 (iDeCo ホームページ https://www.ideco-koushiki.jp/)

#### 2. 税金について 詳しい内容は国税庁のホームページなどをご参照ください。

あなたが退職により基金の加入者の資格を喪失し、一時金を受け取るときは、原則として退職所得として所得税が源泉分離課税されます。(退職を伴わない事由による給付の場合は、原則として一時所得扱いとなり、50万円を超える給付額には所得税が課税されます。)

課税額の計算は、「退職所得の受給に関する申告書」の提出の有無により異なります。

■申告書の提出があった場合の税額の計算方法

退職所得【( 給付額 - 退職所得控除額 ) × 1/2\* 】をもとに税額計算を行います。

※短期退職手当等に該当する場合、(給付額-退職所得控除額)が300万円を超過する部分は「1倍」になります。

#### 退職所得控除額の計算方法

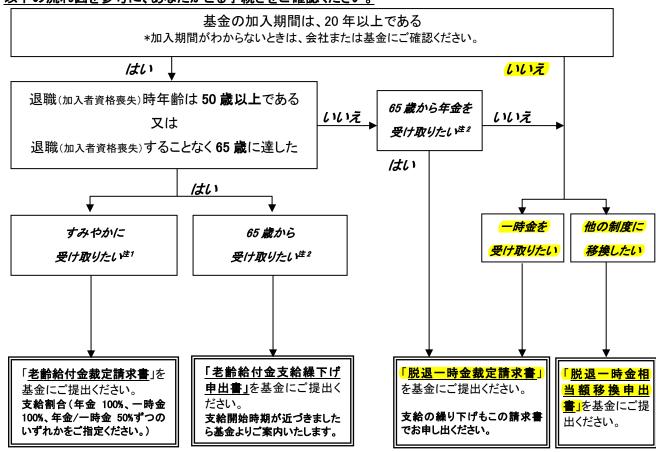
給付の計算の基礎となった年数	退職所得控除額									
20 年以下	40 万円 × 給付の計算の基礎となった年数(最低 80 万円)									
20 年超	800万円 + 70万円 × 給付の計算の基礎となった年数の									
	うち 20 年を超える部分の年数									

■申告書の提出がないときは、一時金額に20.42%の税率を乗じた額

詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

一時金を受け取らず、年金で受け取る場合(企業年金連合会等に移換して年金として受け取る場合を含みます。)は、年金を受給するときに雑所得として課税されます。

# 以下の流れ図を参考に、あなたがとる手続きをご確認ください。



- 注 1 65 歳になったときにまだ基金の加入者であるときは給付金を受け取らず、65 歳以降の積立も加算して退職時(最長 70 歳)で 給付(年金又は一時金)を受け取ることができます。
- 注 2 65 歳未満で年金の受給権を取得した場合は、その支給開始を 65 歳まで繰り下げることができます。

# 3. 給付金の請求書などの入手方法

基金ホームページ(最終頁をご覧ください)からご入手ください。

基金ホームページの「給付金請求書」を選んでいただくと各種請求書が添付されています。



	ケース	届書名
1	- 給付の請求手続きについて確認したいとき	基金からの支給に関する手続きのご案内
2	桁内の肩水子枕さに プいく唯認したいとさ	基金からの給付を受け取るには(簡易版)
3	年金を請求するとき	老齡給付金裁定請求書
3	十並と明不すること	【様式①】
4		老齡給付金裁定請求書
	年金にかえて一時金を請求するとき	【様式①】
5		退職所得申告書
		* 退職を理由に給付金を請求する場合に提出要
6	一時金を請求するとき	脱退一時金裁定請求書 【様式②】
	」  (支給の繰下げを申し出る場合を含む)	退職所得申告書
7	(又和の除下リを甲し山の物口を召む)	<del> 逐戦が何中古者 </del>  *退職を理由に給付金を請求する場合に提出要
		老齢給付金支給繰下げ申出書
8	年金の支給の繰下げを申し出る場合	を断わり並え特殊下げ中山青   【様式(①) 】
_		遺族給付金裁定請求書
9	遺族が一時金を請求するとき	【様式③】
10		脱退一時金相当額移換申出書
10	脱退一時金を他制度に移換する場合	【様式④】
11	確定拠出年金以外の他制度から脱退一時金相当額	移換申出書
11	を持ち込むとき	【様式⑤】
12	  個人型確定拠出年金からの資産移換を希望するとき	個人型確定拠出年金の個人別管理資産の移換申出書
12	個人主催と拠山中並が500負性が決さ布主すること	【様式し】
10	  個人型確定拠出年金からの資産移換後も確定拠出年金	個人型確定拠出年金の加入者継続の申出書
13	の加入者であることを希望するとき	【様式⑦】
		(移換申出書とセットで提出)
14	  企業型確定拠出年金からの資産移換を希望するとき	企業型確定拠出年金の個人別管理資産の移換申出書
	正朱主権と拠山平並が500負性が決さ布主すること	【様式⑧】
15	退職所得の特別徴収票の再発行を希望するとき	源泉徴収票再発行依頼書
1.0	<b>分配 振り口座を変更するした</b>	届出事項変更届
16	住所、振込口座を変更するとき	【様式⑨】
17	年金受給者が死亡したとき	受給権者死亡届
1/	十业人和古りがししたこと	【様式⑪】
18	  公的年金等の源泉徴収票の再発行を希望するとき	   源泉徴収亜再発行依頼書
10	ロコーエサン (() () () () () () () () () () () () ()	

# 4. 給付金の請求に必要となる書類

区分	給付の種類	必要書類
①加入者期間 20 年未満の退職	脱退一時金	①脱退一時金裁定請求書
②加入者期間 20 年以上 50 歳未満		②本人確認書類(運転免許証コピーなど)
の退職(一時金受取希望)		③振込指定金融機関通帳コピー
③加入者期間 20 年以上 50 歳未満		④退職所得の受給に関する申告書
の退職(給付繰り下げ希望)		⑤退職所得の源泉徴収票(写し可。 <u>給与所得の</u>
		源泉徴収票は不要です)
		*休職中の受取など退職に起因しない場合は、④⑤の
		書類は不要です。
		*会社又は他の外部積立制度からの給付がない場合
		は、⑤の提出は不要です。
		*給付の繰り下げを申し出る場合は、①のみのご提出く
		ださい。
加入者期間 20 年以上 50 歳以上の	老齢給付金	①老齢給付金裁定請求書
退職	(年金)	②本人確認書類(運転免許証コピーなど)
(年金受取希望)		③振込指定金融機関通帳コピー
加入者期間 20 年以上 50 歳以上の	老齢給付金	①老齢給付金裁定請求書
退職	(一時金)	②本人確認書類(運転免許証コピーなど)
(一時金受取希望)		③振込指定金融機関通帳コピー
		④退職所得の受給に関する申告書
		⑤退職所得の源泉徴収票(写し可。 給与所得の
		源泉徴収票は不要です)
		*休職中の受取など退職に起因しない場合は、④⑤の
		書類は不要です。
		*会社又は他の外部積立制度からの給付がない場合
	Arth 14 AA A	は、⑤の提出は不要です。
死亡	遺族給付金	①遺族給付金裁定請求書
		②除籍後の戸籍謄本(死亡を証明する書類)
		③振込指定金融機関通帳コピー
		④生計維持証明 (請求者が配偶者、子、父母、祖父
	/ hl. data	母、兄弟姉妹以外の場合のみ)
①加入者期間 20 年未満で他制度へ	(他制度移換)	・脱退一時金相当額移換申出書
の一時金相当額の移換を希望		*個人型確定拠出年金、企業型確定拠出年金、他の
②加入者期間 20 年以上 50 歳未満		確定給付企業年金に一時金相当額の移換を希望され
の退職で他制度への一時金相当		る場合、別途、移換先で提供される移換申出書をご提
額の移換を希望		出いただく必要があります。詳しい手続きは、移換先の
		窓口にご確認ください。

<sup>\*</sup>加入者期間は、資格取得日の属する月から資格喪失日(退職日翌日)の属する月の前月までの月数により計算されます。ご不明な場合は、お勤めだった会社もしくは当基金までお問い合わせください。



【基金使用欄】

※個人情報の取扱いについて 当基金の管理する個人情報のうち請求者の基礎年金番号、給付金の額及び給付金の支払日に 関する情報は、実施事業所が支払う退職金の額の算定に利用することを目的として、請求者が使 用されていた実施事業所(実施事業所が退職金事務の取りまとめ等を依頼している場合にあって は、当該実施事業所が指定する相手)と共同して利用しております。予めご了承ください。

事業所番号

※基金の加入者期間が20年以上かつ50歳以上の退職または65歳到達時は「老齢給付金裁定請 求書」をご使用ください。

# **祝退一時金茲定請**不書

# ベネフィット・ワン企業年金基金 御中

下記の通り、脱退一時金の裁定を請求します。

記入日 20\*\*年 9月 3日

フリ	ガナ	ベ	ネ	トシオ	印	性別	生年月日							
氏	名	(氏)	.根	年男	辺根	男女	S43年 8月31日							
カナイ	住所		サクラシ											
17	郵便番号( 154- 0015 )													
	世田谷区桜新町1-2-3 さくら荘 電話 ( 090 )1234 - 5678													
基礎	基礎年金番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 退職した 会社名 (株)辺根産業													
	銀 行 口 座 振 込 (フリカ・ナ) <b>ミツビシューエフジェイ シンジュク</b>													
	(フリカ゛	ナ)ミツビシ	ンユーエフ	ジェイ	シンジ	ユク								
受取り方		三菱	UFJ	銀 行庫 金 用 銀 金 庫 会 農業協同組合	新	宿	支 店 支 所 出張所							
法	金融	機関コード(4	桁) 0	0 0 5	支店コー	-ド(3桁)	3 4 1							
		(預金科目) 普通預金		1 2 3 4 5 6		本人名義								
₹	(希望	する割合に	0をつけて	てください。)										
支給	(1.)	一時金		間が20年未満の場	合は、「1. 一時会	金100%」をご	選択ください。							
割	2.	一時金	50%	又	0 加入石 <u>耕</u> 间从	<u> </u>	対殊下りできまり。							
合の	絵	付金をご辞	退される場	合のみ以下をご記入			しは不要です。							
選	※紹1	寸金の受取	をこ辞返る	れるとさは、以下の	棟 に 者名、 こ	徐印くたさい。								
択		「私は、給	付金の受取	なを辞退いたします。	」 (署名)		印							
	チェッ	ウ 添付書類	類をご用意い	ただきましたら口欄にチェ	ェックを入れてくださ	:U\ <sub>0</sub>								
添		1. 戸籍の	抄本、住民票	<b>具、運転免許証、健康</b>	保険証の写しのい	がずれか生年月	日の確認できる書類							
付	◪	2. 金融機	関の預金通	帳、カードの写しなど釒	を融機関情報を確	認できるもの								
書		3. 退職所	得の受給に	関する申告書・退職所	得申告書 ※休職、7	70歳到達など退職以外 <i>0</i>	)資格喪失による場合は提出不要です。							
類		4. 退職所	得の源泉徴り	収票•特別徴収票 ※会	社または他の外部積立制度	たからの給付がある場合の	のみご提出ください。							
	口追	退職による請	求ではない	ので退職所得申告書	は添付しません。	(一時所得課科	<b>ਲੇとなります。) ◀</b>							
** **	記			<b>保険者でなくなったこ</b> 。 で、本欄にチェックを.		失した場合は	、申告書を添付							

※事業王からの貧格喪失届の提出状況により支払日が遅れることがありますので、こ了承ください。

(書類の送付先) 〒163-1037 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号 新宿パークタワー37階 ベネフィット・ワン企業年金基金事務局

※個人情報の取扱いについて 当基金の管理する個人情報のうち請求者の基礎年金番号、給付金の額及び給付金の支払日に 関する情報は、実施事業所が支払う退職金の額の算定に利用することを目的として、請求者が使 用されていた実施事業所(実施事業所が退職金事務の取りまとめ等を依頼している場合にあって

【基金使用欄】

当該実施事業所が指定	する相手)と共同して利用しております。予めご了承ください。
事業所番号	

# 脱退一時金裁定請求書

## ベネフィット・ワン企業年金基金 御中

	下記の通り、脱退一時金の裁定を請求します。	雪	入日	年	月	日
フリ	ガナ	印	性別	生	年月日	
氏	(氏) (名)		男 • 女	年	月	日
カナイ	主所					
住	郵便番号 ( 一 )	電話(	)	_		
基礎	<sup>6</sup> 午 並	職した社名				
	銀行口座振	込				
受取り方	(フリガナ) 銀 行 信 用 金 庫 信 用 組 合 労 働 金 庫 農業協同組合					店所張所
法	金融機関コード(4桁)	支店コー	-ド(3桁)			
	(預金科目) (口座番号 右詰めに 普通預金	記入)	本人名羕	1 8		
支給割合の選択	<ul> <li>(希望する割合に○をつけてください。)</li> <li>1. 一時金 100%</li> <li>2. 一時金 50% 支給繰下げ 50%</li> <li>3. 一時金 0% 支給繰下げ 100%</li> <li>※給付金の受取をご辞退されるときは、以下の标類は、給付金の受取を辞退いたします。</li> </ul>	加入者期間が	₹20年以上の日	寺繰下げて	きます。	
添付書類	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	陰証の写しのい 融機関情報を確 导申告書 ※休職、7	ですれか生年月に記できるもの の歳到達など退職以外の	のみご提出くださ	場合は提出 い。	<u>不要です。</u> 

※記入上の注意 氏名のフリガナは必ずご記入ください。

氏名変更があるときは、新旧の氏名及び口座名義がわかるようにご記入ください。

- ※給付金の金額、支払日は後日、通知書をご本人様宛にお送りいたしますので、ご確認ください。
- ※事業主からの資格喪失届の提出状況により支払日が遅れることがありますので、ご了承ください。

添付書類 貼り付け台紙
請求にあたり、添付いただく以下の書類は、こちらの台紙に貼り付けてご提出ください。
・戸籍の抄本、住民票、運転免許証、健康保険証の写しのいずれか生年月日の確認できる書類
・金融機関の預金通帳、カードの写しなど金融機関情報を確認できるもの
・退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

可)」を必ずご提出ください。入ください。

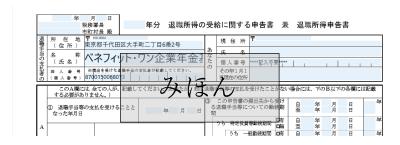
		 、見本		※退職	戦に起因し	しない	資格	各喪失	اتا	はる	場合	は提出す	要			_					
	<i>_</i>		5		12 H	202	<sub>2</sub> 左	₣分	退	職	<b>听得</b> (	の受給に	関す	 -る	申告	<u> </u>	ù	<b>必ずご</b> 記	己入くた	ぎさ	い。
	退職		3-1037 概義定反而第		7番1号 新	定パニカ	カロし	_978±	F	T	現住	116	4-000		HT	\					
	(住所) 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号 新宿パークタワー37階 名 称 ベネフィット・ワン企業年金基金											<ul><li>氏 名</li><li>辺根 年男</li></ul>									
	支												*	*	*   [	記;入	不	要	*   *	1:	* ; *
.8		<u>  法 人 番 号   ※排</u> ご記入ください。			0 0 0			7 [3	L		その年 1 日現在の		京都日	代	田区ナ	(手町(	)-(	0-0			
<u> </u>	796		27.4	*1 アノゼ	gr) / (45 45 45	75 4pm	H III	で単巻の	3	- W. I	か出生	たかい場合で : 土の担山4	12 T	11	T-57480		to the		#.15/		41
		① 退職手当等の支	仏を受ける	ことと	2022	年 10	月	1 日		る退 間	þ	口入資格	取得	日		2016		4 4 月		日日	6
		加入資格喪	失日(ì	艮職日	翌日)	<b>/</b>			┨ .	うす	b	11入資格	喪失	日			年	月		H	年
			<一般・	障害の区	(分>			,		ļ ·	1174	加入貝(T) C)(貝(T))(M)			至		年	月		日	年
Ļ	区分	かに応じてご選択の	ださい	□障害								一般勤続期 複勤続期間		<b>□</b> 有 ☑無	自至		年年	月月		日日	4
		② 退職の区分等	c 11. 3 m L1.	nt o to to				,			うち	短期勤続期	期間	有	自		年	月		日	年
			<生活扶		加入	者期間	引が!	5年以 <sup>-</sup>	下の	)場	合ご	記入くださ	()	<b>Z</b> ∰	至		年	月		日	年
			□有 •☑	<del>////</del>						うす	5 短期	胡勤続期間	L	有	至		年年	月月		日日	4
≢ B		あなたが本年中	に他にも退	職手当等	の支払を受け	けたこと	があ	る場合に	こは、	ے	のB欄	に記載して		が。			_	/ •		н	
ま B た 欄		<ul><li>④ 本年中に支払を</li></ul>	受けた他	自	2011年	4	В	1 日	(5)	3	と4の	通算勤続期	間		自至	2 0 1 1		4 月		日日	年 1 1
、以 B エ		の退職手当等につ続期間		至	2011年			1 日 31日			・ おかない日 かまいむ			有	自	2022	年	4 月		日日	年
P 下   欄 は		190073114								27	o 特定	三役員等勤約		<b>∕</b> 無	至		年	月		H	
に、				6	he			年				一般勤続斯 直複勤続期間		]有 	自 至		年年	月月		日日	年
該会	В	うち 特定役員等勤!	□有 売期間 <b>□</b> 無	自 至	年年	月月	日日							有	自		年	月		日	年
しま												Z#	自		年年	月 月		日日	年		
たた								年			うち	全重複勤続	电极期短期间 :	_有 /無	至		年	月		日	·
場 は 日 合 他		5.ナ /G世帯独	明明日有	自	年	月	日			うす	5 短期	胡勤続期間	- 1	]有 Z無	自 至		年年	月月		日日	年
` o		うち 短期勤続!	<b>□</b> 無	至	年	月	日				うち	一般勤続	Г	]有	自		年	月		H H	年
退外退	L										との重複勤続期間		間	<b>∕</b> 無	至		年	月		日	
職部情		あなたが前年以前 には、このC欄に記述			出年金法に基	なづく老齢	給付金	金として	支給さ	される	5一時金	の支払を受け	る場合	には、	19 年内)	に退職手	当等の	)支払を受	けたこと	があ	る場合
得立		@ attached to the control of	t order-value						7			動続期間のう している期間		D勤	自至		年年	月月		日日	年
の制度	C	⑥ 前年以前4年内( 拠出年金法に基づく者) て支給される―時金の	齢付金とし	自	年		月	H		<b>3</b>	うち	特定役員等	勤続	有	自		年	月		日	年
源を開発し		場合には、19年内)の追		至	年		月	H		<u> </u>		の重複勤続		無	至		年	月		日	年
徴ら											うち との重	短期勤続期 直複動続期間		無無	自 至		年年	月月		日日	
収 票 給		A又はBの退職手 いて、このD欄に記載			のうちに、前	に支払を	受けた	上退職手当	等に	つい	ての勤紛	売期間の全部	スは一部	が通	算されてい	いる場合に	は、そ	その通算さ	れた勤紛	湖間	等につ
. 付		® Aの退職手当等につ 期間(③)に通算された	いての勤続	自	年	月	日	年	10			勤続期間のう だけからなる			自		年	月		日	年
特 が 。 。 あ		当等についての勤続期	間	至	年	月月	日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	年		(O)					至白		年年	月月		日日	年
別のる		うち 特定役員等勤	売期間 □有 □無	自 至	年年	月月	日日	4		0	うち 特	特定役員等勤約		□ <sub>有</sub> □無	自 至		年年	月月		日日	यंद
収場	D	うち 短期勤続期間	□有□無	自 至	年年	月月	日日	年	1	9	うち タ	短期勤続期間		明 ■無	自 至		年年	月月		日日	年
票合に		⑨ Bの退職手当等につ	いての勤続	自	年	月	H H	年	110	_				- MA	自		年	月		H H	年
写ご		期間(④)に通算された 当等についての勤続期		至	年	月	日			72	(1)の通	算期間			至		年	月		日	
し記		うち 特定役員等勤	規間日午	自	年	月	H	年	Ē	<b>(fl)</b>	うち 🤅	<b>企業のの通算</b>	期間		自一		年	月		日	年

		うち	特定役員等勤続期間	□無	至		年	月	日			L		うち めとのの	通算期間	間 ————————————————————————————————————	3	Ē	年		月	日	
	5		短期勤続期間	□有	自		年	月	日		年	(	0	うち 回と⊜の	通貨期間		É		年		月	日	4
		うち	V2T361350 (6/L)611H1	■無	至		年	月	日					79 8280	地外州	HJ	Ĕ	Ē	年		月	日	
	B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。																						
	D	区分	退職手当等の は いる となった 年月	支と日収		金(円)	額	源収	. 税 円)	泉額	特 <u>别</u> 市町村 (円	民种	<u>徴</u> 兑	収 税 額 道府県民税 (円)	支受年	払け月	をた日	退職 の 区分	支	払 者 (住所)	の 所 ・名称	在 共 (氏名)	<u>F</u>
		一般	2022 • 3 • 3 ]	L	1, 00	00, 000	)		0		0	)		0	2022 •	4 •	20	☑一般 □障害	中央区築地●- ベネ商事株式会				
Е	В	特定 役員																□一般	1,0,7,7,10 (3				
		短期														•		□一般 □障害					
		C																□一般 □障害					
Ļ.		_																日平古					

# 【退職所得の受給に関する申告書】

記入フォーマットは別途添付しております。

(添付)退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書



(書類の送付先) 〒163-1037 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号 新宿パークタワー37階 ベネフィット・ワン企業年金基金事務局

※個人情報の取扱いについて 当基金の管理する個人情報のうち請求者の基礎年金番号、給付金の額及び給付金の支払日に 関する情報は、実施事業所が支払う退職金の額の算定に利用することを目的として、請求者が使 用されていた実施事業所(実施事業所が退職金事務の取りまとめ等を依頼している場合にあって は、当該実施事業所が指定する相手)と共同して利用しております。予めご了承ください。

【基金使用欄】

は、コ欧大心手来がから	する位子/と共同して利用して30分よう。下のこうがくことで。
事業所番号	

# 脱退一時金相当額移換申出書

# ベネフィット・ワン企業年金基金 御中

下記の通り、脱退一時金の裁定請求に代えて、脱退一時金相当額の移換を申し出ます。

										品店	人日	牛	月	H
フリガ	<b>デナ</b>								E	[]	性別	生	年月日	
氏	名	(氏)			(名)						男 • 女	年	月	日
フリガ	<b>デナ</b>		郵化	更番号										
住	所							í	電話	(	)	_		
基礎生	年金都	番号						退職(						
申出内容	1. 2. 3.	脱退- 脱退- 脱退-	- 時 - 時 - 時	金の請求に	こ代えてこ代えてこれえて	(金)	主業年 国民年	金連合: 金基金: 業年金: 】 確定	連合会制度に	会に脱こ脱退金の	時金相当額 退一時金相当 一時金相当 年金・企業型 - <u>。詳しいお手</u>	当額を移 額を移換し 確定拠出	換します します。 年金	0

#### ※記入上の注意

氏名、住所のフリガナはカタカナで必ずご記入ください。

#### 5. 給付金のお支払いについて

給付金は、当基金で定める書類の受付締め日ごとに定める支払日にご指定の口座に振り込みをさせていた だきますので、下記書類送付先まで必要書類をお送りください。

書類の受付締め日と支払予定日については、当基金のホームページでご確認ください。



【書類送付先】 切り取って書類を郵送される際の宛名ラベルとしてお使いください。

〒163-1037 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号 新宿パークタワー37階 ベネフィット・ワン企業年金基金 事務局

## 6. 個人情報及び個人番号の取扱いについて

当基金が管理する個人情報のうち裁定請求者の加入者番号、給付金の額及び給付金の支払日に関する情報 を実施事業所が支払う退職金の額の算定に利用することを目的として、裁定請求者が使用されていた実施事業 所(実施事業所が退職金事務の取りまとめ等を依頼している場合にあっては、当該実施事業所が指定する相手) と共同して利用しております。予めご了承ください。

また、当基金では税務署等に提出する支払調書の作成に際し、個人番号を利用することがあります。

(ご本人様への源泉徴収票には個人番号は記載されません。)

税務署長及び市区町村宛の源泉徴収票等作成に際し、受給者、ご遺族等から個人番号をご提出いただく必要が ございますが、当基金では記載が必要となる場合の個人番号の収集、保管業務を管理体制の整った外部業者に 委託することとしております。

個人情報及び個人番号の取扱いについては、法令、厚生労働省からの通知及び業務委託先との委託契約に基づき厳重にお取扱いいたしますので予めご了承ください。

# 【個人番号の記載を必要とする支払調書】

公的年金等の源泉徴収票、支払報告書

年間の支払額が 100 万円を超える退職を事由としない一時金給付の支払調書

受給者ごとに 100 万円を超える年金受給開始前の遺族に対する一時金給付の支払調書

本内容についてご不明な点は、基金までお問合せください。

(問合せ先) ベネフィット・ワン企業年金基金

〒163-1037

東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

新宿パークタワー37階

ホームページURL: https://www.benefitdb.jp/